

小松島市立小学校及び中学校タブレット端末等貸与に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ICTを活用した授業や家庭学習等を効果的に進めるにあたり、小松島市立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）に在籍する児童生徒が利用するタブレット端末の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、小松島市立小学校及び中学校タブレット端末管理等に関する要綱（令和3年8月24日施行。以下「端末管理等要綱」という。）において定めるところによる。

- (1) 統括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 取扱担当者

(貸与する物品)

第3条 この要綱において、貸与を行う物品（以下「貸与物品」という。）とは、国のGIGAスクール構想に係る事業により令和2年度以降に調達したタブレット端末及びその付属品をいう。

2 前項のタブレット端末及びその付属品は、小学校においては、iPadタブレット端末本体、キーボード、専用ケース、電源ケーブル及びタッチペン（ただしタッチペンは貸与しない）とし、中学校においては、Windowsタブレット端末本体及び電源ケーブルとする。

(貸与の申請者)

第4条 貸与の申請者は、小中学校に在籍する児童生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下「保護者」という。）とする。

(貸与の申請)

第5条 貸与物品の貸与を受けようとする児童生徒の保護者は、小松島市立小学校及び中学校タブレット端末貸与申請書兼誓約書（様式第1号。以下「様式第1号」という。）を在籍する学校の管理責任者に提出するものとする。

(貸与の承認等)

第6条 管理責任者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、小松島市立小学校及び中学校タブレット端末貸与承認（否認）通知書（様式第2号。以下「様式第2号」という。）を申請者に通知するものとする。

(貸与物品の利用者)

第7条 貸与物品の利用者は、前条の規定により、貸与の承認を受けた児童生徒（以下「利用者」という。）とする。

(貸与期間)

第8条 貸与物品の貸与期間は、第6条の貸与の承認が決定した日から当該利用者が貸与申請時の小中学校に在籍する期間までとする。ただし、小学校6年生及び中学校3年生の貸与期間の終了は、それぞれ卒業する年度の2月末日までとする。

(貸与物品の校外利用)

第9条 貸与物品の校外への持ち出しは、管理責任者の判断で決定するものとする。ただし、家庭学習

のために持ち帰りを許可する場合は、利用者の通信環境の整備状況を確認する等の配慮をしたうえで決定すること。

(貸与等に係る費用負担)

第10条 貸与物品の貸与費用は無料とする。ただし、家庭での貸与物品の使用に係る通信料及び電気料は、貸与を受けた保護者の負担とする。

(貸与物品の取扱)

第11条 利用者は、小中学校で受け渡しされた貸与物品の取り扱いについて、細心の注意を払って管理するものとし、第5条に規定する様式第1号及び第6条に規定する様式第2号に記載されている注意事項を遵守し、適正に使用しなければならない。

(破損・紛失等)

第12条 利用者は、貸与物品を破損、紛失等した場合は、ただちに取扱担当者に報告し、その後、管理責任者に小松島市立小学校及び中学校タブレット端末等破損・紛失届(様式第3号)を提出するものとする。

2 管理責任者は、前項の届出を受けた場合は、速やかに事実確認を行い、端末管理等要綱第12条に定めるところにより、遅滞なく統括管理者に状況を報告するものとする。

3 前2項の規定により、破損・紛失等の事実が確認された場合は、保護者が貸与物品の弁償又は修理に係る費用を負担するものとする。ただし、小松島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

(損害賠償)

第13条 利用者が貸与物品の使用にあたり、利用者の責に帰すべき理由により、市又は第三者に損害を与えた場合は、保護者がその損害を賠償する責任を負う。

(承認の取り消し)

第14条 利用者及び保護者が、次の各号のいずれかに該当するときは、管理責任者は貸与の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 第11条の規定に反する行為を行ったとき。

(2) 承認時に在籍していた小中学校の児童生徒でなくなったとき。

(3) その他、管理責任者が承認の取り消しが必要と認めるとき。

(返却)

第15条 利用者は、貸与期間終了日までに、貸与物品を小中学校に返却しなければならない。ただし、前条の貸与決定の取り消しを受けたときは、管理責任者が指定する日までに学校に貸与物品を返却するものとする。

2 小中学校において、前項の規定による返却を受けたときは、取扱担当者が、タブレット端末が正常に作動する等の確認を行うものとする。

3 利用者及び保護者が、第1項に定める期日までに貸与物品を返却せず、小中学校からの督促にも応じない場合は、保護者が貸与物品の取得価額を弁償する責任を負う。

(貸与等の記録)

第16条 取扱担当者は、端末管理等要綱第6条に規定する管理台帳に、貸与及び返却等の記録を記すものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。